



白石雜行

15
634
1



15

明 僧 45
論 634
1-3

道之案 Aニカケル

通鑑綱目後序 夜案此 俗人の禍をうけて古ひきをい



(45)

先儒の論をくちを講し、早ね今別々同旨を申すと
 事柄を引く、道もまた申す、先儒の流り、
 かく世の教をたしむる、
 後代の儒者、其意を
 通して史記の書と引く、
 此戒をいふ、
 秋の事、
 後世にいたる、
 かく其罪を、

一（宗） 此の書は... 海へ...
 ... 自（自） ...
 ... 故（故） ...
 ... 一節一々の

三文字ゲ... 解...
 ... 門（門） ...
 ... 給（給） ...
 ... 列...

既（既） ... 傳（傳） ...
 ... 音（音） ...
 ... 然（然） ...
 ... 昔（昔） ...
 ... 新羅（新羅） ...
 ... 是（是） ...
 ... 宋高麗新羅...
 ... 校（校） ...
 ... 假（假） ...
 ... 雅（雅） ...

清りやうしうしうしうしうしうしう

二文字い 是銘のあうう

是等れ説（悉く）の代りあせし都て人の海

あせし都て（朝）あせし都て（将相）あせし都て

あせし都て（使）あせし都て（豊）あせし都て

あせし都て（我）

是れはあせし都て（忠）あせし都て（録）

成記創書記（等の）記の申はは

是れはあせし都て（切）あせし都て

中流の申はは（見え）あせし都て

あせし都て（頃）あせし都て

あせし都て（音）あせし都て

あせし都て（音）あせし都て

冷官やう其申はは思偉と（其）あせし都て

あせし都て（詩）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

あせし都て（初）あせし都て

知らざる我國の...
 代めわ...
 考れ...
 今...
 思ふ也...
 昔の如く...
 金...
 後...

彼...
 中...
 長安...
 優人...
 孔子...
 長安...
 傳...
 湯...

悉

是し... 又醫師の二種... 是

神... 天... 是

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

刺

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

... 疾... 疾

滅せし

五正書志跡

五正乱せんとしてし事あり故に

人の

様

神の

死るを見るはものの道は遠くなるに思はれる也。又此の事は本の後に記す所に在りし也。

の類もならば、中に撰て其の間に論せし。

らもならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

674

先にのもちに諸行相傳の術人等と始て天下の

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

ともならず、中に撰て其の間に論せし。

日一... ちり... 考... 然らば... 母... 如く...

馬場五巻

品草威

品草威の... 今... や... 品草威... 品草威... 品草威...

品草威の... 今... や... 品草威... 品草威... 品草威...

品草威の... 今... や... 品草威... 品草威... 品草威...

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged, slightly yellowed paper. It consists of approximately 25 lines of text, with some lines starting with a small mark resembling a dash or a short horizontal line. The script is dense and difficult to decipher without specialized knowledge of the language or dialect used. The overall appearance is that of a formal or official record.

一 據其の科課の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々

一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々

一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々
 一 據其の科儀の事は西通年と其科儀にては違儀にては其科儀と云々云々云々云々云々云々云々

右の條 以て其科儀の別ありて思存す 其科儀
 其科儀の別ありて思存す 其科儀

一、本邦の人口増加の趨勢
 本邦の人口増加の趨勢は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント増加して、大正九年の人口は、約三千万に達した。この増加の原因は、出生率の増加と死亡率の減少にある。出生率の増加は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント増加して、大正九年の出生率は、約三十二パーセントに達した。死亡率の減少は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント減少して、大正九年の死亡率は、約六十八パーセントに達した。

二、人口増加の原因

一、出生率の増加
 出生率の増加の原因は、衛生の進歩、養育の改善、結婚の増加にある。衛生の進歩は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント進歩して、大正九年の衛生は、約七十パーセントに達した。養育の改善は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント改善して、大正九年の養育は、約八十パーセントに達した。結婚の増加は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント増加して、大正九年の結婚率は、約三十パーセントに達した。

三、死亡率の減少

死亡率の減少の原因は、衛生の進歩、医療の改善、生活水準の向上にある。衛生の進歩は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント進歩して、大正九年の衛生は、約七十パーセントに達した。医療の改善は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント改善して、大正九年の医療は、約八十パーセントに達した。生活水準の向上は、明治二十年から大正九年までの間、平均して毎年約二パーセント向上して、大正九年の生活水準は、約九十パーセントに達した。

... 1851 ...
... 1852 ...
... 1853 ...
... 1854 ...
... 1855 ...
... 1856 ...
... 1857 ...
... 1858 ...
... 1859 ...
... 1860 ...

... 1861 ...
... 1862 ...
... 1863 ...
... 1864 ...
... 1865 ...
... 1866 ...
... 1867 ...
... 1868 ...
... 1869 ...
... 1870 ...

... 1871 ...
... 1872 ...
... 1873 ...
... 1874 ...
... 1875 ...
... 1876 ...
... 1877 ...
... 1878 ...
... 1879 ...
... 1880 ...

と田中岩松れ地と伝へて其子世傳くわくよとよと岩松れ地の
 地江敵の浦せとまよりとく南東世に岩松れ地とつくと是
 つつ内東大徳殿を丸外祖割田下野前月朝有の爲に其の地
 下領のうらとまよりとつくと一け一代に割田下野大と
 以傳へるなり是二は然し浦は純の道て用ハ實を割田
 九少將弟字の子こととを物とて用わたりその子孫は
 再の末と母とて一日に普度院廟の地とつくと割田
 治平長化長化は阿部の名とつくと我祖豊純の由つくと七世
 朝田といひては其の地とつくと其の地とつくと今世共つくと
 朝田の一族義とれ純に脱く秀く是是身とハ岩松れ地とつくと
 二統つりつとや其と先祖朝田の地とつくと今とつくと
 統つとつと離れつとつとつと水く其の義の業とつとつと
 得成家つと妙極たつとつとつとハ南東大系圖と入道つと

思代其世法と親とつと記へ玉とし名漢一神おはれ

け神法を傳へつと八卷とつと巻をくたせとつとつと

一とつとつと

其と古身れとつと記傳りつと修多つと之年とつと此の中と
 秘傳せつとつと十六代昌純のつと享祿年中横瀬権中書物
 と運謀とつと昌純中書物とつと此一神とつと其一其傳四
 記古わつとつと一内の所傳とつと其南東湯丸の元け時傳つ
 とつとつと和弟洞と昌純つと其五九再い今らの伝
 とつとつとつとせん世のや記傳文字とつとつとつと
 一讀ありつとつと略二系とつと巻とつとつと其後彼
 五系とつとつと是とつと所傳つとつと後手とつとつと別と編と作
 くて忠に傳むこれと伝由今とつとつと南東れつと實は其つと
 つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと

予とて物申すは信の後に横断の境の渾ちりし
横断(中)世人又も形有すと知れ世の凡俗に託せ
て尋たしつれん心もとるし利吾に申す渾ちりし
心もたれ其地とあるも又数年と信する量臣大岡小澤
と病まじし中より世の地と多し帝陸のわづはる岩
松のわづりし中より世の地と多し然命の地とたもさし
数あるれ其事業をたしめ自ら其身を奉獻す奉天令れ志
しむる事いふは信する事いふは信する事いふは信する

神祖聖武天皇の御代に
信宗大僧を純其子豊純たて奉りて
快のやうに
存する事いふは信する事いふは信する
吾をたしむる事いふは信する事いふは信する

新院殿の御代

吾春日の御代に其代と信する
阮と洞くんと信する事いふは信する事いふは信する
とありて神の令れ案地と信する事いふは信する事いふは信する
事いふは信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
信由る事いふは信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
しふ女子と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
松の御代に其代と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
れ遠藤源氏の御代に其代と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
四派せし御代に其代と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
れ一人と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
れとの御代に其代と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する
と信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する事いふは信する

貞享元年の間に京都城河筋町首末の寺に下りて
白布刺又在りて之人行り刺田家北四記本持ありし由傳
へりしに本條と求む弟光孝雄略の記に是とあ
入道のしあがりて白紅幅更の帽水行りて若君代
くはふを其難きといふやと持はらむと一とあるに
一に二年首曰まう父に二年在在とやれ其父とて
吾君也とて始に刺田と名ありて京都宮城を去る
と野か居くちを去りておはけをたけむちおは定めく由
始られりておはけいりん其兄の年ハあつたの
ころと父吾君也といふと一系圖とあるにや一
心とて一りか由言は信法を及しりけやりの
まははあやといひにふまも自とけに其母の
懐のいりて跡にとあよとたせりたりて一系圖

此年ハ我まれおの持はしとて一とあるに
又我ま武運の爲とて始に去る及浪人のつらに
持持とておはけとて一とあるに七父名を新の
ふかまをて、おはけとて一とあるに信法を及
りて最初一記とて一とあるに新田家の中司
殿と記せしとて一とあるに一とあるにハ
我まも揚とて一とあるに頻りと作らむとて一
ふまは申もたとに秘教の物とて一とあるに
のうらもまきとて一とあるに右のそまをま
りてふまは申もたとに秘教の物とて一とあるに
ふまは申もたとに秘教の物とて一とあるに
ふまは申もたとに秘教の物とて一とあるに
ふまは申もたとに秘教の物とて一とあるに
ふまは申もたとに秘教の物とて一とあるに

此際よりいふをうけしはまはけ増あをせしむ
に海をわたる長き事なれ末流のりしう今もあき
きしう開らの廣くうしきはつし軽なりしは
陰に光をもちあききしはつしあや地とわくし
せしむしあひにきしきしあや又けははききき
きしきししはあひのあきき増あをせしむ
とあききしうてはきしきしあひしきしきし
しきしきしきしきしきしきしきしきしきし
父娘のま言きしきしきしきしきしきしきし
入道しきしきしきしきしきしきしきしきし
きしきしきしきしきしきしきしきしきしきし
やうあひれ物きしきしきしきしきしきしきし
きしきしきしきしきしきしきしきしきしきし
きしきしきしきしきしきしきしきしきしきし

始のきしきしきしきしきしきしきしきしきしきし

賴有賴恭賴貞



義觀

義忠

義國

義時

義宗

為義

義重上西

義康

義範

義兼

義俊

義季

經義

義益

昌尊

女子

經氏

女子

散氏

有氏

女子

賴時

榮賴氏良隱

散氏

靜家時

滿義

宗滿

義周

義時

義政

政滿 女子
政義 江 政親 信
義秋 女子
小名万徳丸

經家 直國 滿國
法松 法泉

某 早世 治部太輔

滿純 治部太輔實義宗子

某

滿長 伊予守 持國

土用安丸實滿春子

滿春 能登守

左京大夫 右京大夫

岩木家系附錄光師爲之考證其所論折可謂精確矣
惟其禮部京兆西家分立條下增入泰家一世者蓋矢諸
一考檢也應永三十五年申狀所謂泰家則平高時弟四郎
左近大夫入道惠性初名而後曰刑部少輔時興者是也
足利氏右國之日指鎌倉之時稱先代故申狀言如此先
師平生甚慎于撰述按據攻究末曾有一事之疎漏
獨此一考成於易篋數旬之前豈得非其精力漸致耗
喪之故耶後人幸勿以此爲議焉

享保乙巳

門人平元成識

致満 女子
致義 兄
義秋
女子

門人平六丸結

来々... 致満... 致義... 義秋... 女子... 門人平六丸結

いさちこれ目と換てぬ... 奇香油

一 奇香油

吉村水庵傳

原の古一久 原蠟 龍腦

在原の古一久... 龍腦... 奇香油

一 漢長秋をとりしりし儀に似せしりし唱ふん天子親之
此は清の必平人の名字を唱ふといひし事也

一 退紅をとりしりし儀に似せしりし

一 必平雜名をとりしりし別雜名の事にて必平雜名とはつけく
清の三々も本れおしりしりし別雜名の事にて今亦の標をた
ましく必平固より必平雜名

一 著此車むしりしりし儀に似せしりし事也
少くおとすりて吟あふりし今と冰流の事なりし例に
申すりし事なりしりし儀に似せしりし事也

一 牛車の定名は右の儀に似せしりし事也
此定名の儀に替車と名をとりし事也
りし事也
ひしりし事也

あや其車一當ふやくしりし事也
やくしりし事也

一 古今医統寫漢の法

雌黄 粉霜 礪砂

右の研の膠水調任を於漢に描画人物も草書
候乾火燒行明の書漢草書其画自見

垂仁皇后之禍

甲辰二月廿七
夜燈下書

古事記畧曰皇后母兄沙木毗古王、閃化帝孫、彥坐王子也。
王陰蓄異志、因誘皇后謀以篡立、即授匕首教之。
曰方其酣寢、及得從事、王帝嘗晝寢、枕后膝而卧、后
憂心恹々、及此因思我兄所謂若是之時、也不覺泣下。
沾帝面、帝驚寤、曰我夢暴雨自沙本來、一小野蛇纏我
頸、是何祥也。后乃嗚咽、以其情告。若請伏罪、帝曰亦皇
后之罪、即發近縣、率命討沙木毗古王、嬰城而拒。后
徒跪而出、自後門走入于城。時后既有娠、有娠帝勅莫
攻之、及生子男也。后拘真諸城外、曰天皇若以為子幸、
賜收養。季帝乃莫務壯士曰元、獲其母及后、授皇王子、因
欲執之、髻髮衣珮、觸午皆絕、遂不能獲之。

古事記曰天皇欲必獲皇后乃選軍中多力輕捷之士曰保取其母若身若有隨午所觸為提而獲之

后心又疑之乃髡載其髮玉緒及衣皆用酒令腐故其執皆斷裂遂不能獲耳玉緒者絲貫玉以纏午為之飾也帝使人問曰凡名子其母名之此兒以何名后對曰當今城中大作而生于此宜稱本年智和氣御子

本火也年智貴也和氣別也古男子稱

又使問曰養兒如之何曰宜擇諸世子可者又復問曰后宮之事當統者誰曰妾聞且波比古多々須美智宇斯上之二女淑範懿行宜皆為內助耳 皇后遂与其兄焚死子圓中嗟呼后與聞兄謀其力不能回又不忍不告既以告矣豈復忍令我兄獨死于罪于方其有娠忍死須更使其生兒幸得所託尺也及城將對帝之言委曲周悉皆當于理非其視死如歸而今硯與后相問猶及其後事何其哀也雄略之世有曰依穗彥玄孫速田根命者雖行不軌如王而罰弗及厥嗣也恭誓曰有罪無眾予曰旬敢越厥志古者仁人恭行天之罰豈復有他哉蓋天下之公義也大苟天下之公義不可得而私亦不可得而避也帝於是舉則仁之至義之盡矣

仲哀崩

甲辰四月朔夜燈下書

諸史帝紀事可疑極多。帝為日本武子。而崩年五十二。可疑之甚。讀見千前帝嗣位之初。乃幸角鹿去巡南國。遂封熊籠衣。至穴門國駐驛七年。莫有一事所記焉。既而度海至檀日浦。進擊熊籠衣。軍敗而還。崩于行宮。舉皆可疑。而其尤可疑者。一旦宮車晏駕事。出乎曖昧之間。蓋是二皇子

兵所以問其後也。三史記事皆有少異。而古史記止言不聽神言。不言彼中賊。矢曰。史記。日本紀。皆謂帝自擊于賊。失利而還。而不言其所戰是為何地。則古史記疑近矣。美穴竊謂。帝不聽神言。可謂英明之主矣。郡人拒王師。射王中眉。漢祖擊于懸布。為流矢。傷唐皇征高麗。白羽落眼中。宋主伐契丹。雨箭中股。上而漢宋二君。率為之崩。事皆彰著。鐘巫祭神。春秋不昏魯公之葬。柱斧戮地。合今以疑。宋祖之崩。我於帝紀未見疑也。曰。武內宿禰。請帝以夜召神。及帝俄崩。左右皆無侍者。果某然。則大臣又與其事乎。曰。吾何知其不必然也。雖然。公時年百餘。元老四世。而其輔翼少主。又猶有似陳相安漢。於公復唐者。志曰。女王事。思道能惑衆。以予觀之。惟之惟非有神託后。而后能託之。

神也。安知后即託斯人。而取信於天下哉。不帝其一時取信於天下也。雖曰百世能使天下之人盡信之矣。異哉。

古事記不係神后之夏

白事記。帝皇本紀。終仲哀世。而列神后於本紀。自後六十九年。繫神后之世。日本紀仍舊史。各古史紀。則與之異。仲哀書崩。書葬。乃繼之。以應神器朝天下。太后攝政。削而不昏。蓋是其帝紀。所以削偽定。即此盡撰。第一義也。以下畧。

與青雲

所聞或引括地志云。則天武后。及倭國。曰日本國。蓋因史記注。所引正義之文。而記也。括地志。唐貞觀中。魏王泰命蕭德言。顧胤等。撰上當時。豈有稱謂武皇后者耶。正義者。開元諸王侍讀張守節所撰。而其所引括地

玉考

玉

(54) 玉

Faint vertical text in the right column, likely bleed-through from the reverse side of the page.



刑一漢に付生^世一^皇地^皇の^皇成周の代に^皇の^皇中夏^皇
 地の幅^皇が^皇里^皇の^皇師^皇法^皇世^皇の^皇て^皇の^皇と^皇是^皇を^皇地^皇
^皇今^皇ら^皇ま^皇と^皇の^皇地^皇の^皇の^皇ま^皇と^皇の^皇後^皇世^皇の^皇君^皇
^皇と^皇の^皇故^皇の^皇も^皇と^皇の^皇又^皇高^皇首^皇の^皇雨^皇
 地^皇の^皇と^皇の^皇古^皇と^皇の^皇其^皇地^皇の^皇多^皇く^皇も^皇
^皇の^皇代^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇世^皇の^皇持^皇の^皇の^皇の^皇
 孔子も君子れあま^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇
 五^皇氏^皇の^皇説^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇
 孔子其世^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇
 此後^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇
 と^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

鹿^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇の^皇

皆て厚帝元明の代にありて... 絶

いさよりの... 別行

... 其 則古

... 匪カ沙

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

... 世に及んて

頁々雅大載れとて... 珠の珍貝... 蚌... 蚌... 蚌...

蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌...

蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌...

蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌...

蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌...

蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌...

蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌... 蚌...

珊瑚

けわは信長中... 漢の代... 冊... 王乳は... 一説く又海中に樹... 大樹... 一説く

琉璃

けわは信長... 裏穿れ地... 魏... 石... 一説く又海中に樹... 大樹... 一説く

瑪瑙

為南世國... 石... 一説く

水晶

一説く... 一説く... 一説く... 一説く

琥珀

石... 又... 又... 又... 又... 又...

毒... 瑠璃

南海... 毒... 瑠璃... 毒... 瑠璃...

車渠

大いりか蛤しむるに二つ大洞ありてさうりるありて二つ寸穀の如し
溝に二つありて其の如く穀のうら白くしてありて
又さうりて其の如くありて

白石遺稿卷之一終

白石遺稿目錄

卷之一

○人石考

聖像考

王考

卷之二

○木石考

○河川考

○國郡名考

○水飲考

卷之三

○雜考

白石遺稿目錄

卷之一

○人名考

聖像考

玉考

卷之二

○木瓜考

○河川考

○國郡名考

決獄考

卷之三

○准后考

○樂考

白石遺稿卷之一終

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side]

制と梅とを女子既く許嫁とすといふは其やむらじりや
父死しぬまは其父のため新妻とすといふは

とて縁也して又とすはさしといふは其の
けりさるけり其親と名なりといふは其父と名
さるるなりけりけりけり其父と名なり其父
なりけり

既く嫁しぬるは其父死しぬまは新妻とす
既く

とて其父と名なり其父と名なり其父と名なり
けりけりけり其父と名なり其父と名なり其父
と名なり其父と名なり其父と名なり其父と名
なり其父と名なり其父と名なり其父と名なり

既く嫁しぬるは其父死しぬまは新妻とす

と後代人の親いおもひなりけり其はけりけり
けりけりけり其父と名なり其父と名なり其父
と名なり其父と名なり其父と名なり其父と名
なり其父と名なり其父と名なり其父と名なり
の英制なり其父と名なり其父と名なり其父と
物なり其父と名なり其父と名なり其父と名
なり其父と名なり其父と名なり其父と名なり
其父と名なり其父と名なり其父と名なり其父
と名なり其父と名なり其父と名なり其父と名
なり其父と名なり其父と名なり其父と名なり
其父と名なり其父と名なり其父と名なり其父
と名なり其父と名なり其父と名なり其父と名
なり其父と名なり其父と名なり其父と名なり

裁せしむと昔やば事りしんく其君くハカウしむ其父亦
裁せしむと父と昔事りの法にさしむを凍せしむと法に
らんくけせと父の事と昔く何しむと罪と法しむや
しむと昔と裁せんしむと裁しむと父の事と昔事り
二層の本字権石演がふさしむと裁しむと父の事と昔事り
罪せしむと昔事りなむと裁しむと

白石遺稿卷之二終

聖像攷

先聖ヲ祭ルニ像ヲ設ル其始ヲ知ス畫キ參ラセシ像ヲ祭
レル其漢ノ比既ニ其事有ケリ蜀ノ文翁ノ祭ル
畫像ハコレ聖像ノ最古キ者ニテ近キ代マテモ尚
其石室ノ中ニマシマス文翁ハ漢ノ人其後晋ノ顧愷之カ繪カキ
所唐ノ吳道子二人共唐ノ語カ吳道子繪カキニ處世ニ聞ユシモノ
トモ侍リ其ノ中顧愷之吳道子等ノ繪カキ者人テモ
ナヲ闕里ノ孔廟ニ侍ルナルヘシ闕里誌ニ見ス塑像ヲ設ケ
ラシ事イツレノ頃ニヤ始リヌラニエヲ以テ作レルノミヲ塑ト云ニ
アラズ木ヲ彫シテモ云由出
出ツ此其佛經中國ニ入リシヨリ始レル由明ノ丘濬
ハ云ケリ郎覽山西方ノ俗ニ佛ノ像ニ事ルコトアレハ先聖
ヲ祭ルニ像ヲ用ル事其俗ニ倣ヘリトノ義ニアルヘキ
サレト凡ハ其人ノ形ヲ畫キモシ金ニモ鑄キヤセシ

事ハ佛教未タ中國ニ入サリシ代ヨリモ聞ユ侍リ周
ノ成王ノ御時周公旦ノ御像ヲ明堂ニユカキ億萬
年ヲ期シテ其飾保ノ御德ヲ給フマシキヲ示シ
タマヒ王鷹麟カ又孔子魯ノ大廟ニ入テ金人ヲ見給ヒ是古之
言ヲ慎シ人ナリト宣ヒ哀語越王勾踐范象蟻カ五湖ニ浮シ
後黃金ヲ以テ其像ヲ鑄成テ是ニツカエ給ヒシホト越
春秋云一ハ皆是周ノ代ノ一ニテ侍ル但是ニハ其像ヲ
設テ祭ラルノ一右トハ見ユス漢ノ丁蘭カ其母ノ
像ヲ祭リシ所ト見ヘタレト其代ニハ佛法イマタ中國
ニ來リシニハアラス又佛像ト云モノ中國ニ來リシハ後
漢ノ代ニ始レル由云傳ヘシト猶ソレヨリ先キ漢武帝
ノ御時休屠王ノ天ヲ祭ル金人ヲ獲給ヒシト聞ヘシ
ハ是スナハキ佛像ノ中國ニ入リシ始ナリ其代ニハ來

佛ノ教ナト云フ中國ニ聞ユサリシカハ唯天ヲ祭レル
所ノ金人トハ云ルナリト申セシ人モ侍リ唐那代醉編ニカハ
等ニ詳ナリ
ト佛像ニ事ルノ中國ニ行ハレシハ實ハ後漢ノ代ニ
始レルニモ非ス晋宋ノ間ニ至テソ盛ニハナリタルナリ
佛ノ人ハモトヨリ西方ノ戎狄ナレハ其形陋クシテ中
國ノ人其像ヲ見テ敬フ心生セス晋ノ戴顓ト云シ人
其意ノ巧ヲ畫シテ多ノ佛像ヲ造リ出ヤリ是ヲ造ル始
ノ我身ハ帳ノ中ニ隱シ居テ其ツクレル像ヲ來リ見ル人
ノヨシアシト云コトハヲ聞テ其云トコロニ隨テ改テ作り
シホト二十年カ程ヲ經テ其功ノ終ヘキカクテソ人テノ世
ニ傳ル所ノ仙菩薩等ノ像ハ端嚴ノ相トハ成タルナリ
尚公故實ニ出ツ 今我國ニ來レル紅夷ノ人ハ彼ノ仙國ノ
地方ニ近キ人ナリ其髮舉リタケ長ク鼻高ク眼サマシキヲ

見テ仙國ノ人ノ形ヲモヒヤルヘシ又嵯峨ノ釋迦ノ像ハ梁
武帝ノ代ニ西方ヨリ來レル梅檀像ヲウツセルナリ鼻高
ク眼サマシクシテヨノ常ノ像ニ似スコレラノヲ思フニ
尚公故實ノ説疑ヘカラス又今モ西番ノ地ヨリ來レル佛像ハ
其形アヤシキ由圖繪畫鑑ニモ見ユ
カレコレヲ併セ攻ルニ先聖ヲ祭ルニ塑像ヲ用ルハ必シモ
仙教中國ニ入りシヨリ始リトモヲモハレテ唯カノ文翁ノ
畫像ヲ祭ルノ如ク漢ノ代ヨリヤ始リヌラニ正シキ史ニ
見ヘシ如シ唐ノ玄宗開元八年本朝元正養考
年ノヲニヤ制ニエテ樽テ
像トハナサレシト見エタリサレト又唐ノ代ヨリモ前ノ代
ニ既ニ此ヲアリシ由申セシ人モ有レハ李元瑾カ
説ニ玄宗ノ御時
ヲ以テ其始トモ定メ申カタシ宋ノ程頤スナハ
川ノ程氏ハ像ヲ用
ルヲ然ヘカラス一毛一髮モ肖サル時ハステニ其人ニアラス

ト云ヒ朱熹ノ説ニハ スナハチ晦菴ノ朱氏 先聖ノ像ヲ設ル莫古ニアラス
ト見ヘ元ノ姚カ北史ヲ見ル泥人銅人ヲ造シル者ハ門
誅セラレキ泥人モトヨリ聖人ヲ祀ノ法ニ非スト云ヒケリ
孔叢子ヲ見ルニ我先人ハ髮覆眉マシマサシカト時ノ君
コレヲ以テ其敬ヲ損シ結ハスト子思ノ宣ヒシヨシ見
エシニ闕里ニ藏メラレシ処皆漢晋ノ代ノ衣冠ノ制ノミ
シテ其中吳道子カ繪カキシ処ハ髮覆髮再甚盛ニマシ
マスサラハ程頤ノ云シ如クニ古ノ妙畫ノ繪カキシ處トテモ
皆是聖人ノ御容ニアラスマシテヤ後世ノ拙キ繪ノ或
画カキ或ハ刻ノ処イカテカ聖人ノ徳容ヲウツシ得ル
莫ノ叶フヘキタトヒ一毛一髮ノ違ヒナクウツシ得刻
ミナセリトモ既ニ古ノ礼ニアラサル時ハイカテカ又亦礼ヲ
以テ先聖ヲ祭リマイラスル莫ヤアルヘキ然トハ申

セト宋元ノ代々ヲ經テ大明ノ代ニ及マテ先聖ヲ祭
ラルノ儀皆カノ玄宗ノ関元ノ制ヲ用ヒラシシカハ先
聖ノ始テ顔子等ノ七十二賢悉皆像ヲ設ラル大明ノ
太祖セフ知シ召シシ洪武ノ初宋濂ト云シ人 洪武八年号ナリ我朝後先嚴ノ末後園賦
ノ濂ハ名 孔子廟堂ノ儀ヲ上リテ曰セニ礼ヲ言コトハ孔子ニ出
ツ礼以テ孔子ヲ祭ラサラハコレ藝祀ナリトテ 此論是正ニキ 廟
堂ノ制ヨリ始テ祭祀之儀ヲ設セラレシニ帝悦タマハス宋
濂ヲ外ニ出サレテ其儀ヲ用ヒ結ハサリキサレト此帝ノ御
時南京ノ大學ニノニ像ヲ設ルヲ止メラレテ木ノ玉ヲ用
ヒサセ結ヒキ其餘ノ郡縣ノ寧ハナク元朝ノ舊ニ隨テ像
ヲ設テ祭 ラハ明ノ太祖并建文帝マテハ南京ヲ帝都トナサレキ 其後英
太宗ノ時ヨリ北京ヲ帝都トナサレシナリ
宗ノ天順年中ニ 太祖ヨリ六代ニアタリ結フニ我朝後花園長祿 蘇州ノ寧
寛正ノ比武家ハ普賢良義教ノ御時 廟像年久フニテヤブルニカハ或人コレヲ修飾スル

べト申ス其大寺林鴛ト云シ人ノ曰我太祖ノ御トキ
大學ノ塑像ヲ木^主ヲ以テ易給ヒキタトヘコ^ル像
ヤフレヌ猶コレヲ毀フヘシ幸ニヤブシカハ易ルニ木
主ヲ以テセン^一何ノ不可カアルヘキト有シカハ聖
像ヲソコナヒ參セシ^一怨アル由ヲ重テ申セシニ
是キノ^一爭カ聖賢ナルヘキ孔子ハ佛教未々中國ニ
入ラサリ^一前ニ生シ結ヒキイカテ像ト云モノヲ知シ召ル
ヘキトテ^一近潘ノ説ユラノ説ニヨルハ聖像ヲソコナヒ參セシ^一下恐アル
由ヲ重テ申セシニ是キノ^一爭カ聖賢ナルヘキ孔子ハ
仏教未々中國ニ入ラサリ^一前ニ生シ結ヒキイカテ像
ト云モノヲ知シ召ルヘキト^一近潘ノ説ユラノ説ニヨルハ聖像ハ申スニ及
ハス從祀ノ諸賢ヲモ皆々木主ニナシ易ラレタリ憲宗
ノ成化十七年^一太祖ヨリハ代ニアタリ終フ我朝後土衛門
文明十三年武家ハ義尚將軍ノ代ニアタレリ國子監丞祀

瀾ト云シ人木主ヲ以塑像モ易ヘキ由ヲ卷セシニ
其事ニヨリテ衆ヲ蒙リ雲南ニ流サル其帝ノ御子
孝宗ノ位ニ即セ給ヒシ初^一即成化二十年冬ノ一ナリ我朝後土衛門
長亨二年武家ハ猶義尚將軍ノ代ナリ學士丘濬カ獻リシ大學行義ノ中ニモ先聖ヲ祭ラルヘキ
禮ヲ諫シ申セシカト其世ニモ舉ゲ用ヒ給ハス^一此後九年且潘
世宗ノ嘉靖九年ニ太祖ヨリハ代ニアタリ我朝後泰良
享祿三年武家ハ義晴將軍張璉ト申セシ^一學士
士ノ上疏シテ先聖ヲ祭ラルヘキ礼ノ^一共諫シ申セ
シカハ礼部ノ官ニ命セラレ翰林ノ諸臣ヲ會シテコレヲ
議セシメ給フニ編修官徐楷ト云シカ唯アリシマコソ然
ルヘシト申セシニヨリテ衆セラレテ外ニ出サリカクテ帝ミツ
カラ孔子ヲ祭ラルヘキ礼ヲ悉ク改メ正サセ給ヒ^一君羊臣
ニワカチ賜ヒシニ皆々然ルヘキ由ヲ奏シ申シケレハ先
聖ヲ初テ孔門ノ諸賢並ニ後ノ世々ニ從礼セラレシ

先儒マテヲ祭ラル神主ヲ用テ祭ラル但此時用ヒラレシ
神主モ古ノ式ニ有ス
同十三年ニ帝ミツカラ大學ニユキナリテ先聖ヲ
祭リ給ヒキサレハ其御廟号ヲ世宗ト申奉ルモコ
レラノ莫共千古ニ卓越シ給ヒシニヨレル故ナリト申
傳ヘ侍ル宋濂ヨリコノカタ代々ノ學士大夫ノ奏議
セシ先聖ヲ祭ラルノ儀トモハ其莫殊ニ長メシテタヤ
スク云ヒカタキ處ナレハ只其莫ノ始終ノミヲコトシルシ
訖ス我朝ニ古ヨリ大學寮只申ニ及ハス五義七道ノ外皆々國學ヲ建テ先聖祭ヲシ
學子從テ教ヘ導カセ給
ヒシ處世ノ末サマニ成ユクニシタカヒテ其莫スクレテ
古ニ復ルアタハサル莫ナト愚臣年比講學ノイトマ
試ニ詳ニ致ヘ穴耦ニ譏セシ莫共少カラストイエトモ今モ
ニコシラノ莫ヲモトヨリ我カ職ハニアラス其位ヲ踰シコ

サト唯聖門ニ衆ヲ獲ルノミニ有ヘカラサレハ敢テ其
コトバヲ盡サス

先儒マテテ祭ラレ神ト云ク月ヲ祭ラレ
同十三年ニ帝ミツカラ大御ニシニキナリテ先聖
祭リ給ヒキサレハ其御廟号ヲ世宗ト申奉ルモ
レラノ夏共千古ニ奉感ニ給ヒシヨレル故ナリト申
傳ヘ侍ル祭儀ヨリコノカタノ御士大夫ノ奏談
セシ先聖ヲ祭ラレノ儀トモハ其是殊ニ長ヒテタ
スク云々カタキ處ナレハ只其是ノ招終ノミヲコ
記ス我朝ニ古ヨリ大御ニ奉テ御子從ヲ教ヘ導
トシ先聖ノ末サマニ成ユクニシタカヒテ其是
古ニ復ルノマタハセル莫ナク思臣年比講學ノイ
試ニ鮮ニ及ヘ大御ニ談セシ是共少カラストイ
エホキ盡カヌクヒトヨリ我ノ職ハカニアラス
ヤト御聖門ニ乘テ難ハハニ百ハヤシハ嫌ニ其

